

1 当初見積書の内訳書の作成

- ① 内訳書の作成は、公社が提示した数量書（Excel データ）に単価、金額を入力しタイトルを「数量書」から「内訳書」に変更し提出すること。
- ② 数量書の数量に変更がある場合は、変更欄に入力すること。
- ③ 数量書に記載の無い工事項目は、項目を追加して単価等を入力すること。
- ④ 共通費等は【共通費の算定要領】に基づき積算すること。

2 見積価格の根拠資料

- ① 公社が数量書において予め指定した単価について、定められた期限内に根拠資料を提出すること。
- ② 公社が予め指定した単価以外に根拠資料の提出を求めた場合には、前項と同様に提出すること。

※見積価格の根拠資料は、交渉事業者が採用を予定する協力会社（下請会社、専門工事業者、製造業者等）から収集する見積り、又は、直近に契約した工事の契約書類等で、見積価格の根拠となる単価及び価格が確認できる資料をいう。

3 技術提案・交渉の範囲

交渉事業者は、工法及び材料に対する V E 提案及び工期短縮等につながる技術提案を行うこと。提案に際しては、数量書に提案に関連した項目の追加・変更を入力し、参考図面等と併せて提出すること。

※工期延伸に繋がる提案や計画通知（確認申請）の変更を伴う内容は対象外とする。ただし、軽微な変更は協議による。

※公社は、交渉事業者から提出された見積額を踏まえてコスト縮減が必要と判断した場合には、交渉事業者からの VE 提案の他にコストダウン（CD）項目の検討を求める場合がある。その場合、コスト縮減額の算定等について協力すること。

4 技術提案・交渉内容の予定価格、設計図書への反映・提示

- ① 公社は、採用した提案内容及び交渉等に基づき入札予定価格の作成及び読み替え表等で設計図書への反映を行い、交渉事業者へ提示する。
- ② 契約締結における設計図書は、読み替え表等で対応したものとし、工事の着工までに受注者の責により図面を修正し公社監督員の確認を得ること。なお、図面修正にかかる費用は、契約変更の対象として別途協議する。